

## 死亡届提出後の市県民税と保険税（料）について

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 市 県 民 税                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>市県民税は1月1日に三原市に住所のある方に課税されます。<br/>例) 令和4年1月10日に亡くなられたとき<br/>→ 令和4年度分まで課税されます<br/>令和3年12月20日に亡くなられたとき<br/>→ 令和4年度分は課税されません</li> <li>亡くなられた後も、課税となった年度分においては、年税額のお支払いが必要となります。</li> <li>※ 市県民税では、納期末到来の税額がある場合などに、別紙「相続人代表者届出書」の提出をお願いしています。</li> </ul> |
| 国民健康保険税<br>介護保険料<br>後期高齢者医療保険料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた日の翌日が被保険者資格の喪失日となります。</li> <li>喪失日の前の月までの保険税（料）がかかります。</li> <li>※ 国民健康保険税では「国民健康保険異動届」への記載時に、『相続人代表者』を記載していただいています。</li> <li>※ 介護保険料・後期高齢者医療保険料の通知を、ご住所以外の送付先に変更する場合には、「送付先登録申出書」の提出をお願いします。</li> </ul>  |

## 死亡届提出後の軽自動車税の手続きについて

納税義務者が亡くなられた場合、原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車（農耕作業用等）・ミニカー・自動二輪・軽自動車の名義変更又は廃車の手続きを必ず行ってください。  
※名義変更をされるまでの間に必要ですので、別紙「相続人代表者届出書」も必ず提出してください。

### (1) 三原市役所で手続きできるもの

| 車両の種類   | 今後について   | 手続きの種類 | 手続きに必要なもの  |
|---|----------|--------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車（125cc以下）</li> <li>ミニカー</li> <li>小型特殊自動車</li> </ul> | 引き続き使用する | 名義変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート</li> <li>手続きされる方の本人確認書類</li> <li>標識交付証明書（なくても可）</li> </ul> |
|   | 廃車にする※   | 廃車     |  |

※ 車両が既にある場合または不明な場合は、市民税課へご連絡ください。

### (2) 125ccを超える車両の手続きは、次の機関へ必要書類をそろえて届出してください。

|   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車（125cc超）</li> </ul> | 中国運輸局広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所（050-5540-2069） |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車（三輪・四輪）</li> </ul> | 軽自動車検査協会 広島主管事務所福山支所（050-3816-3081）     |

## 口座振替の手続きについて

亡くなられた方の口座から振替納税をされていた場合、金融機関で「口座振替停止届」の手続きをしていただく必要があります。

届出がない場合、口座振替ができず督促状等が発送される場合があります。

\* 三原市役所 財務部 市民税課  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号  
TEL (0848-67-6031)  
FAX (0848-67-6132)  
\* 口座振替に関することは  
税制収納課 (0848-67-6034)

\* 本郷支所 地域振興課  
(0848-86-1111)  
\* 久井支所 地域振興課  
(0847-32-7114)  
\* 大和支所 地域振興課  
(0847-33-0222)